

鹿児島県後期高齢者医療広域連合入札参加者資格審査等委員会規程

平成19年3月1日

訓令第6号

最終改正 令和2年3月18日

(設置)

第1条 鹿児島県後期高齢者医療広域連合が発注する建設工事、測量設計等業務（以下「建設工事等」という。）、業務の委託（建設工事等に附帯する契約を除く。）並びに物品の購入及び修繕の適正な執行を期するため、鹿児島県後期高齢者医療広域連合入札参加者資格審査等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 一般競争入札に参加する者の資格審査に関すること。
- (2) 指名競争入札に参加する者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるほか、入札及び契約全般に関し、審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は広域連合事務局長、委員は広域連合事務局次長、総務課長及び業務課長をもって充てる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、会務を掌理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長が不在の場合は、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員長が出席した委員の意見を尊重して決定する。
- 4 会議を開催する暇がないとき、又はやむを得ない理由があるときは、議事について持ち回りにより審議し、委員長が決定することができる。

5 会議の議事に関して、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課（鹿児島県後期高齢者医療広域連合事務分掌等に関する規則(平成19年規則第2号)第3条第1号に規定する課をいう。）において行うものとする。

2 前条第4項に規定する持ち回り審議に関する事務は、総務課が行い、審議終了後、その結果を速やかに委員に報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 会議は公開しないものとし、関係者は会議の内容を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年3月1日から施行する。ただし、別表に掲げる委員のうち、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 副広域連合長 選任された日

(2) 総務課長及び業務課長 平成19年4月1日

(経過措置)

2 この訓令の施行の日から同日後初めて行う広域連合長の選挙により広域連合長が選任されるまでの間は、この訓令の規定中「広域連合長」とあるのは「広域連合長職務執行者」とする。

3 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間は、「総務課」とあるのは「事務局」と、「総務課長」とあるのは「事務局次長」とする。

附 則 (平成19年7月13日訓令第9号)

この訓令は、平成19年7月13日から施行する。

附 則 (平成22年2月18日訓令第2号)

この訓令は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 1 8 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。